

難病のある方を実際に雇い入れた事業主の方の配慮事例をご紹介します

難病のある方の特性は一人一人違っており、ここでご紹介した配慮が必ずしも全ての方に有効であるとは限りませんが、これらの事例を参考にしつつ、ご本人とよく話し合いをされた上で、職場の状況も踏まえて、ご検討をお願いいたします。

難病全般に共通の配慮例（通院の必要性、疲れやすさ等）

健康状態の把握	朝礼や点呼時に表情などの変化を観察したり、本人に体調や服薬について確認したりしている。
休憩時間	正規の休憩時間以外にも頻繁に身体を伸ばす、小休憩をとるなどするよう勧めている。
通院などのための休暇	シフト作成にあたり、最初に希望を聞き、体調や通院日を考慮して負担がない勤務日数・時間としている。
勤務時間など	早朝勤務や夜間勤務のシフトメンバーからは外すようにしている。
業務内容・業務量	新しい業務を頼むときには、本人に内容を説明し、負担のかからない量・内容・納期となっているかを確認している。
人事配置など	病気に関することなど、上司に言いにくいことがある場合は、総務課や事務長に直接相談しやすい環境を作っている。

特定の疾患における配慮事例

突然の腹痛などを伴う疾患 ・潰瘍性大腸炎 ・クローン病 など	・トイレに近い席にしている。 ・職場のトイレが使用中の場合に備え、近隣の店のトイレが借りられるよう手配している。 ・営業区域内のトイレの所在を確認し、緊急時に対応できるようにしている。
転倒しやすくなるなど、 身体の動きに影響がでる疾患 ・パーキンソン病 ・脊髄小脳変性症 など	・駅まで送迎をしている。 ・職場の近くに駐車場を確保し、マイカー通勤を認めている。 ・杖をついており歩行に困難が伴うため、風が強い日や雨がひどい日は無理に出社させないようになっている。
体温調整、紫外線への配慮、 皮膚の保護などが必要な疾患 ・全身性エリトマトーデス など	・制服がスカートとサンダルだが、冷えを考慮してズボンとスニーカーを支給している。 ・寒冷期の社外でのお客様対応の際、特別に手袋等の防寒具の着用を認めている。 ・エアコンの温度設定や席の配置に配慮している。
耳の聞こえづらさがある疾患 ・突発性難聴 など	・左耳が聞こえづらいので、左側には他のスタッフを配置せず、右側にベテランスタッフを配置している。

参考：厚生労働省 難病のある方への職場における配慮事例のご紹介

難病のある方へ

難病のある方への職業相談

相談窓口：難病患者就職サポーターがいるハローワーク

※ 難病患者就職サポーターの令和7年度年間相談スケジュールはこちらでご確認ください ▶



事業主の方へ

難病のある方の雇用に関わる助成金の相談

ハローワーク等の紹介により、障害者手帳を所持していない難病のある方を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成制度です。

相談窓口：お近くのハローワーク

難病のある方の雇用・定着などの相談

企業が難病患者を雇用する場合は、埼玉県の難病患者雇用促進アドバイザーが、無料で職場受け入れ研修等サポートをさせていただきます（ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して行います。）

既に雇用されている場合でも、ちょっとした質問やお悩み事に対応いたします。お気軽にご相談ください。

特定求職者雇用開発助成金

（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

対象労働者の区分	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	120万円(50万円)	2年(1年)
短時間労働者	80万円(30万円)	2年(1年)

()内は中小企業以外の場合の金額・期間

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階
TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)
E-mail: koyou-support@bz03.plala.or.jp
URL: <http://www.koyou-support.jp>